

事件番号 平成・令和〇〇年(家)第〇〇〇〇〇号

未成年被後見人 千葉花子

報告書(定期送金額の変更)

千葉家庭裁判所(□ 支部, □ 出張所)御中

令和〇〇年〇月〇日

未成年後見人 千葉冬子

下記のとおり、後見制度支援預(貯)金契約につき、定期送金額の変更が必要であると考えますので、報告します。

支援預金の通帳等を確認して記入してください。

記

1 預(貯)金契約

(口座名義人) 千葉花子

(金融機関名) 〇〇信用組合(金庫) (支店名) 〇〇支店

(口座種別) 普通預金 (口座番号) 1234567

2 変更前の送金額

なし あり (6 か月ごとに金 200,000 円)

3 変更後の送金額

なし あり (6 か月ごとに金 500,000 円)

(注) 利用する預(貯)金商品で定めている送金間隔を確認の上、記載してください。

4 変更の理由

未成年被後見人に 塾に通うようになった

手元で管理する金額が多くなりすぎないように、収支予定を確認して交付金額を設定してください。

5 変更申出日

申出の日から3週間以内の日

(添付資料) 定期交付金額の変更が必要な理由を記入し、領収書などの資料を添付してください。

変更の理由の相当性を疎明する資料、未成年被後見人名義の預貯金通帳の写し(※預貯金通帳は、前回報告以降、直近までの取引が記帳されていること)又は預貯金残高及び取引履歴が確認できる書類等

指示書(定期送金額の変更)

ここから下には何も記入しないでください。

職権により、上記報告書のとおり、定期送金額の変更の申出をすることを指示する。

令和 年 月 日

千葉家庭裁判所
裁判官

支部・出張所

以上

これは謄本である。
同日同庁
裁判所書記官